

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 29 年度 第 24 回定例  
3 月 19 日 (月)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 3 月 19 日に教育委員会第 24 回定例会を招集した。

- |   |           |                      |             |           |
|---|-----------|----------------------|-------------|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 30 年 3 月 19 日 (月) | 開会          | 13 時 30 分 |
|   |           |                      | 閉会          | 15 時 00 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室              |             |           |
| 3 | 出席者       | 教 育 長                | 木 苗 直 秀     |           |
|   |           | 委 員                  | 斉 藤 行 雄     |           |
|   |           | 委 員                  | 渡 邊 靖 乃     |           |
|   |           | 委 員                  | 藤 井 明       |           |
|   |           | 委 員                  | 加 藤 百合子     |           |
|   | 事務局 (説明員) | 松 井 和 子              | 教育監         |           |
|   |           | 水 元 敏 夫              | 理事 (人材育成担当) |           |
|   |           | 渋谷 浩 史               | 理事兼教育総務課長   |           |
|   |           | 福永 秀 樹               | 理事兼健康体育課長   |           |
|   |           | 赤堀 健 之               | 教育政策課長      |           |
|   |           | 木野 雅 弘               | 財務課長        |           |
|   |           | 南谷 高 久               | 福利課長        |           |
|   |           | 宮崎 文 秀               | 義務教育課長      |           |
|   |           | 小野田 裕 之              | 高校教育課長      |           |
|   |           | 山崎 勝 之               | 特別支援教育課長    |           |
|   |           | 山本 知 成               | 社会教育課長      |           |
|   |           | 赤石 達 彦               | 文化財保護課長     |           |
|   |           | 石川 誠                 | 静岡教育事務所長    |           |
|   |           | 山田 泰 巳               | 静岡西教育事務所長   |           |
|   |           | 河原崎 全                | 中央図書館長      |           |
|   |           | 塩崎 克 幸               | 総合教育センター所長  |           |
|   |           | 若月 伸 隆               | 教育総務課事務統括監  |           |

#### 4 その他

(1) 第 50、51、52、53、54 号議案は、原案どおり可決された。

##### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。2月8日の議事録は各委員が事前に確認の上、承認しているので朗読は省略する。今回の議事録の署名は、私のほか、斉藤委員にお願いする。

##### 【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 54 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 54 号議案は非公開とする。今回は公開案件から審議する。

## 第 50 号議案 静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則及び静岡州市町立学校教職員の人事評価に関する規則の制定

教 育 長： 第 50 号議案「静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則及び静岡州市町立学校教職員の人事評価に関する規則の制定」について、渋谷教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： この評価は年度単位で完結するのか。毎年の評価を積み上げて、例えば賞与に反映することも可能だと思うし、その評価をひとつの要素ととりいれて人事異動に反映することも可能だと思う。

教育総務課長： 基本的には単発の評価となる。別途配付した資料の 3 枚目が人事評価の様式である。30 年度自己目標シートと人事評価シートとなっており、自己目標シートで自己目標を定めさせる。それに対し、どのように実行して自分がどのように伸びていくかについて、管理職と教員が面談を行い確認する。そこで、自らの能力開発の状況を確認することになる。そういった面談でのやりとりを参考に人事異動や給与反映の参考とする。

事務統括監： 補足説明する。今回の規則第 6 条である。教育総務課長から勤勉手当への反映を説明したが、昇給や任用、昇任、分限などへも反映することを想定している。評価そのものは半年単位で行うが、2 回 3 回と積み上げたものを活用していく。この人事評価制度は新しい人事管理の基礎・中心となるものである。

藤 井 委 員： 半年設定の目標設定に対する活動でどの程度の評価が出来るのか疑問がある。例えば 2 年 3 年の目標を設定し、それに対してどのようにステップを踏んでいくのかを見ていく必要がある。この制度がダメということではないが、肝をいれてそこに血が通う工夫をしたらよいと思う。

事務統括監： 例えば総合計画は 4 年計画であり、進捗管理は 1 年単位となる。その成果につながることを想定しながら、半年単位の手段、アウトプットの計画を立てて、それが達成できたかどうかのチェックとなる。

教 育 長： 半年単位では計れない成果もあると思うのでその点も考慮しておいた方がよいということだと思うが、その点はよいか。

教育総務課長： 評価の都度行う管理職員と教員との面談が鍵になってくる。その面談で管理職因果教員にどの程度求めていくのかという中で人材育成をおこなうツールとなるし、そういった活用をしてほしい。

藤 井 委 員： このような仕組がないと管理職員と教員の意思疎通が図れないのかと  
思ってしまう。

教 育 監： コミュニケーションは積極的にとるようにしている。この仕組でより一層の意思疎通を図っていく。

理事（人材育成）： これまでの評価制度でネックだったのは給与への反映である。その他の任用や登用には活用されていた。昭和の時代、闘争の中でやり取りした勤務評定というものがある。それは様々な状況の中で制度としてほとんど機能しなかった。勤務評定から初期の評価制度となって、地公法の改正に伴い給与までトータルな活用となった。もうひとつ、人材の育成をどう考えるのかという点である。以前、この場で審議した教職員の育成指標があるが、教育公務員特例法の中に位置付けられており、育成指標とこの評価はあまり合わせて考えないようにと法律の中で言われている。その点が今後、どのように進んでいくのかがポイントとなってくる。

斉藤委員： 人間は良くも悪くも変わっていく。よって、一度評価されたことが固定されていくものではない。評価が低かった者があがってくればポジティブに捉えることができる。人間は成長していくものである。

渡邊委員： 自己目標を考える時、どこに自分の目標を定めて仕事をするのか、その立て方は非常に大事だと思ったので、それに対する教育指標の目指すべき教職員のあり方として作成したと思っていた。締め付けるために利用するのではなく、自分が理想とする教員像を目指して具体的にここに書く時の指導というか、目標の立て方の部分を先生方が研修というか、一段階一段階、一歩ずつ進んでいくという目標の立て方の研修をするとより実効性のあるものになっていくのではと思う。

教育総務課長： 給与反映については比較点短期的なツールとなっている。これまで、教員と管理職がやってきた、2枚目にある自己目標シートは、給与に反映していなかったゆえにしっかりとした面談ができていたというシートである。本来であれば自己評価シートの行動評価をメインに業績も絡めて行くやり方である。知事部局も同じ方式で評価しているが、平成21年度から教員の方は人材育成もこの方式でやってきたので。この良さを自己目標シートに残したという点は他県にはない静岡県の特徴である。よってこの自己評価シートを活用して理想の教師像に近づけていくことは管理職のマネジメントになると考えている。

加藤委員： 2本立てとなり、また業務が増えるのではないかと、という印象である。

教育総務課長： たしかに学校現場からは評価が2回となり負担が増えるという意見もある。そういった意見も踏まえ人事評価シートを4項目の評価に簡略化した。

加藤委員： 本格実施の前に評価をしたことはあるのか。

教育総務課長： 本年度、試行実施している。

教育監： ここにある細かい項目がある評価シートは21年度から実施していたことである。それが30年度から簡略化されてくる。よって今までやってきたことと基本的には変わらない。最後の評価シートは若干、項目や表記が変わっているが、これからは2回評価しなければならない。今までは年度当初と年度末の2回の面談だけであったが、これからは中間の評価も対象となり面談が3回となる。その部分は学校の負担が増えるかたちになるが、面談の方法は各学校で工夫することができる。

30年度以降も管理職に丁寧に説明していく。

加藤委員：例えば、問題を起こしてしまうような先生の評価はどの程度の評価になるのか。

教育総務課長：S、A、B、C、Dの5段階評価になり、基本はS、A、Bである。加藤委員が言ったようなCやDの評価となる教員は「この点が悪いからC評価となる、D評価となる」ということをしっかり評価して、それを我々人事担当に伝えていくということもこれから検証すべきことだと考える。

教育長：他に質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

教育長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

教育長：第50号議案を原案のとおり可決する。

### 第51号議案 服務管理、事務処理手続き等の見直しに伴う関係規程の制定等

教育長：第51号議案「服務管理、事務処理手続き等の見直しに伴う関係規程の制定等」について、渋谷教育総務課長より説明願う。

教育総務課長：〈議案についての説明〉

教育長：質疑等はあるか。

藤井委員：規程と規則は何が違うのか。

教育総務課長：規則の方は基本的には上位となる。例えば国は「法律」「政令」「省令」という段階がある。同じように地方公共団体では「条例」があり「教育委員会規則」があって「訓令の規程」があり要綱がある。そういった法令体系で行っている。教育委員会にとっては教育委員会規則が最上位の規則となる。

斉藤委員：ここには、例えば就業規則違反をした場合はどのようにするのかという、規則に違反した場合のことは書いていない。

教育総務課長：公務員の就業規則は地方公務員法となり、そこには違反した場合の罰則規定が付いている。中には条例にも同様に罰則規定が付されているものもある。よって、罰則規定がなければ違反しても罰則はない。我々は監察権限を持っているので、法令どおりに行っていなければ、改善するよう指導、指摘する。

加藤委員：業務フローを速やかにする意味でもこの規程はあると思う。その意味で、「異例な事務」「特に重要な事務」「重要な事務」「関連事務」の判断フローを決めないとその都度誰がやるのか、ということになり時間の無駄となってしまう。ただ、グレーゾーンを設けておくことはどの規程にも必要であるが、そのグレーゾーンを処理する規程を決めておけば楽だと思う。

教育総務課長：理事（総括担当）に「所掌事務の調整に関すること」や「議案、報告事項の総合調整に関すること」を役割として付してあり、その役職の所掌となっている。

藤井委員： 補足資料に「定期的な見直しがされてなかった」とあるが、やらなかっただけの話である。適正な規程管理をする責務、役割は教育総務課となるのか。

教育総務課長： そうである。ただ、これまで庶務規程と県立学校管理規則と県立学校庶務規程の3つに分かれていた。

藤井委員： これからはどうなるのか。

教育総務課長： 教育総務課の所管で全て1本化される。

藤井委員： 教育総務課が定期的に見直しをし、なおかつ、適正な規程管理の役割を担うのか。

教育総務課長： そうである。

藤井委員： それはどこかに明記してあるのか。

教育総務課長： 前回、臨時会でお示しした教育委員会組織規則に各課の分掌が明記されている。

理事（人材育成）： 平成21年に義務教育課、高校教育課、特別支援教育課が学校教育課と学校人事課に組織変更している。それが現在のように義務教育課、高校教育課、特別支援教育課に戻っている。その時点で組織関係の規則を整理すればよかったが怠った。今回、教育委員会の制度そのものが変わって、今回、この規則も整理している。例えば定例会のことについて、議案は教育長へ、報告事項は教育部長、全体の調整を理事（総括担当）というように、業務の階層と職位の階層を整理している。もう1点、これは事務局と県立学校の間でそういったやり取りがあるということだが、例えば小中学校との関係はどうなるのか、義務教育関係との調整はそれぞれの部署で図っていく。

教育総務課長： 昨年、この作業を狙いとして、勤務条件班を設置した。それが成果としてこのように表れてきた。例えば任用も各課がバラバラでやってきたことが一元化できた。それだけでも各課の事務が省略化されて分かりやすくなるという効果がある。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： （異議なし）

教育長： 第51号議案を原案のとおり可決する。

## 第52号議案 教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定

教育長： 第52号議案「教育職員の免許状の更新手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、宮崎義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <議案についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

斉藤委員： 10年経過すると通知が来るのか。

義務教育課長： これまでは生年月日で管理し何時までに更新するよという通知

が来たが、新免許証は有効期限が明記されているのでそれまでに更新することになる。自動車の運転免許証と同じようになる。

教 育 長： 更新漏れの懸念は無いのか。

義務教育課長： 各学校で一覧表にして確認している。

藤 井 委 員： 定期的に資格の有無を確認していないのか。

義務教育課長： 本年度、全体調査を実施した。よって、個々の更新時期は確認している。

教 育 長： 各学校では分からないのか。

教 育 監： 管理職がデータを持っていて管理し、本人に確認している。

藤 井 委 員： これまで、免許を更新せずに授業を行っていたことはないのか。

理事（人材育成）： この制度が始まった当初はあった。

藤 井 委 員： そういったことを無くすために工夫すればよい。自動車の運転免許も更新時期が近づくと免許センターから通知が届く。

教 育 長： 10年に1回なので忘れてしまう教員もいると思う。

義務教育課長： これまでは生年月日で管理していたので更新時期が近づくと声掛けができたが、これからは10年毎に更新となる。

教 育 長： なぜ、生年月日で管理できるのか。

義務教育課長： 平成21年度より以前は教員免許に有効期限がなかった。その時、一斉に講習を受けさせることはできないので、10年間を区切って免許講習を受講させた。それを生年月日で管理していたので校長は声掛けができたことになる。

藤 井 委 員： いずれにしてもデータベースを持っているのであればそれを元に警告すればよいと思う。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

教 育 長： 第52号議案を原案のとおり可決する。

### 第53号議案 「新県立中央図書館基本構想」の策定

教 育 長： 第53号議案「新県立中央図書館基本構想の策定」について、山本社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： この構想に多言語対応の記載が全く無い。県内在住の外国人人口は増えており、教育委員会でもグローバル化、グローバル人材の育成を掲げている中で、世界と繋がるイメージが感じられるとよいと思う。

教 育 長： 静岡県には8万3,000人の外国人が在住しており、外国籍の児童生徒も数千人いる。加藤委員が指摘した点についてはどうか。

社会教育課長： 9ページに「利用者の多様性に応じた学びの支援」に記載しているが、ご指摘いただいた点は今後、基本計画の中で考えていかなければな

らない。先般、御審議いただいた読書計画の中では、外国人への対応も明記している。その点も踏まえ、読書活動を推進する図書館の中でどう具現化していくのかは今後考えていく。

教 育 長： 場所は東静岡駅周辺となり大学も隣接している。若い人達も集まれる場所ということで考えていったらよいと思う。

渡 邊 委 員： 知の拠点としての施設ということ踏まえてのことだが、建物としての魅力、図書館としての雰囲気が利用者に評価される要素のひとつである。建物のデザインにも静岡らしさが出てくるとより人が集まりやすくなると思う。設計段階でそういった工夫もしてほしい。

教 育 長： 図書館だけでなく複合的な施設になると思う。その点はどの程度まで進んでいるのか。

社会教育課長： 文化力の拠点に図書館が入る。来年度、先行して文化力の拠点の施設整備計画を作成することになるので、その計画と調整することになる。

藤 井 委 員： 13 ページの概要に「県立中央図書館の東静岡への全館移転整備」及び「図書館を中心とする公的施設の先行整備」の方針とあるが、この方針は誰が決定したのか。

社会教育課長： 知事である。

藤 井 委 員： 2に、「有識者会議を設置した」とあるが誰が設置したのか。

社会教育課長： 教育長の諮問機関的に教育委員会が設置した。

藤 井 委 員： 「文化力の拠点」施設に全館を移転整備する方針が示されたとあるが、誰が示したのか。

社会教育課長： 知事である。

藤 井 委 員： この資料では誰がやったのか分からない。考え方は素晴らしく大賛成であるが、図書館という言葉が足かせとなっている気がする。せつかく、文化力の拠点とするのであれば、図書館をどうするのかでなく、総合文化会館などにして、その中に図書館機能を持った場所があるという位置づけとした方が、より文化力の拠点としての意味合いが強まると思う。中央図書館という名称がイメージとして硬い。

社会教育課長： 施設の中の一部となるので、全体の中でどういった機能を果たしていくのかは大事なことである。一方、社会教育施設の中央図書館ということは忘れてはならない。その点を守った上で、全体の中でどう調整するのが我々の大きな役割となる。例えば、愛称をつけるとかして、図書館のイメージがやわらかくなるとか、今後検討していくことになる。

齊 藤 委 員： 県立の図書館を作るということは、50年、100年に一度のことなので、慌てることなくよい施設を作ってもらいたい。私も渡邊委員が提案したように独立した図書館を建ててほしい。ストックホルムの市立図書館や、プラハやウィーンの図書館など、綺麗で魅力的な図書館が世界中にあり、それが観光客を呼んでいる。よって、独立した素晴らしい図書館ができるといいが、今回はビルの中に入ってしまうことが残念である。外観はともかく、棚のつくりや配置、インテリア、ソファーに至るまで、相当魅力的なものを作っていけばよいと思う。いろんな



図書館を視察したと思うが、海外の図書館は視察したのか。

社会教育課長： 海外視察はしていない。

斉藤委員： 国内の図書館は視察していると思うが、私が模範とするならば岡山県の図書館である。東静岡という立地はベストな場所ではないと思う。岡山の図書館は丸の内という所、官庁街のど真ん中であって、後樂園と岡山城のすぐ横で、ものすごく人が集まる場所である。谷田の図書館の3倍程度の床面積があって、朝から人がいっぱいいる。何でもその図書館に行けば資料は揃っていて、ディファレンスのサービスが素晴らしい。職員数も100人程度いると聞いている。ディファレンスをする人が多くいるので、こんな本を探していると言うと、5分程度でいくつもの本が集まってくる。年間の入館者が100万人と言われていたが、静岡は20万人である。また、建物も素晴らしい魅力を持っていて、1日居ても飽きないくらいである。社会教育課長から説明のあった、4つの柱の1、2、3の本来持っている図書館機能をもう一度抑えて、この点は力を入れてやってもらいたい。葵文庫として、徳川慶喜公ゆかりの家臣が持ってきた歴史的資料が静岡にはあり、そういったものを大切にすること、また、地域のことはそこに行けば何でも分かるといった施設がこの県庁付近にできるとよいが、決まっていることなのでしょうがない。100年に一度の事業と考えるのであれば、しっかり予算を確保して取り組んでほしい。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第53号議案を原案のとおり可決する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

#### <非>第54号議案 平成30年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命

※ 非公表

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成29年度第24回教育委員会定例会を閉会とする。